

## 平成30年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月10日(火) 午後3時00分から午後3時37分まで
2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室
3. 出席委員(14人)

会 長	1 番	小 林	功				
会長職務代理者	14番	中 澤	一 博				
委 員	2 番	小宮山	晃 次	3 番	春 摘	要	
	4 番	小 川	啓 介	5 番	葉 狩	健 一	
	6 番	福 安	健	7 番	國 岡	美保子	
	8 番	池 本	英 夫	9 番	植 木	克 茂	
	10番	藤 原	康 生	11番	寺 坂	富 雄	
	12番	竹 下	るみ子	13番	山 中	眞 守	
4. 欠席委員 なし
5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)  
農地利用最適化推進委員

15番	前 川	義 憲	16番	草 刈	章 博
17番	平 尾	晴 次	18番	西 沖	和 己
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の決定
  - 第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第2号 農地利用集積計画(案)の意見決定について
  - 第3 別段の面積についての検討
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 米 本 勝 彦 書 記 安 道 千 景

## 8. 会議の概要

事務局長	<p>ただ今から平成30年度第1回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は14名の委員に対し全員の出席でありますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、挨拶および議事進行について、小林会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さんこんにちは。平成30年度第1回智頭町農業委員会の総会ということでございますけども、一昨年、農業委員会、7月から約半年間といたしますか、この期間皆さんには新たな農業委員会組織の中で取り組んできていただきました。その中におきまして、ただいま農業委員会憲章の中にもうたわれておりますことを目標に、一つ取り組んでいただくことになろうかと思っております。</p> <p>今朝の農業新聞を見ておりますと、農地白書と申しますか農業白書、このことについてうたっております。内容を見ますと以前は自給率。このものがカロリー比でやられ、このものを国としては45%の自給率を上げていきたいということで目標をあげたわけでございますけれども、実際、現在の状況を見ますと38%の自給率であるということでもあります。これにおきましても先進国の中では最下位を締めておるということで、今後日本におきましても、やはり自給率いかにをあげていくのかということを経営白書の課題ということで今日うたっているようでございます。</p> <p>特に、先般の農業委員会におきまして、農地利用の調査をやったわけでございますけれども、利用状況調査結果を見ましても、智頭町におきましては耕作放棄地・遊休農地等々が非常に多くなってきております。これについて中間管理機構との整合を保ちながら遊休農地の発生防止と再生対策、それから、そういうことについての取り組みの中で意向調査をやるということで、それぞれの地区におきまして、それぞれ地区内の意向内容のチェックをしていただくというお願いを致したわけでございます。</p> <p>その中におきましてもやはりこれからは、農地はもっておられるけれども農業はもう到底やれないという方々が非常に多くなってきておるのが現状であります。とりわけ皆さんに、それぞれ集落において、担い手農家あるいは集落営農等々についての課題問題点等々を、それぞれの地域で話をさせていただければということをお願いしておりました。</p> <p>3月17日に石田集落におきまして、草刈最適化推進委員がリーダーとなって取り組んでいただき、本日出席の山本課長、八頭の農業の西尾所長はじめ普及所の方々が石田部落の方に出向きまして、土地の利用状況あるいは年齢構成、あるいは農地の現状等々について話し合いをされているところに私も出席をさせていただいたところであります。このことにつきましても即、集落営農に結びつけるということではございませんけれども、やはり集落内において今後皆さんの意見を出し合った中で、どのような方向でこれからの</p>

集落の農業というものに取り組んで行ったらいいのかという課題が、一つひとつ解明できていくことではなかろうかと、このように思っているところがあります。

これも毎回申し上げますけれども、我々農業委員会だけでは到底できるものではないです。行政、担い手機構、あるいは農協、それから土地改良区、それに農業委員会。農業関係が一丸となって、それぞれの組織運営の中におけるの整合を図りながら、それぞれの地域にあった取り組みを図っていく必要があるではなかろうかなと思っているところでもあります。

そこで今日、これもちょっと新聞の一例でございます。「散る桜 残る桜も 散る桜」、これは良寛和尚の名句の一つでございます。これは、良寛和尚は人生訓の一つとしてやられたということで、自分の人生はいつかは散ってなくなってしまふんだと、それまでの間にどのような人生を送るのがベストなのかということではなかろうかということで、この人生訓の中で、自分なりに問いかけておるといふ句ではなかろうかと思っております。

やはり、農業委員各位並びに最適化推進委員各位におかれましては、この山間地農業の地域に根付いた取り組みを、自分の生活があるわけでございますけれども、地域ちいきに根を下ろせる環境づくり。我々の置かれる立場というものがどのようにしたらベストなのか。これも日々検証しながら、この農業委員会の一員としての取り組みを図っていただければ大変ありがたいなと思っております。30年度においても、農業委員会憲章に基づく方向性を一つずつでも構築していただければなと思っております。

長々とお話ししましたけれども、そういうことで30年度は進めて参りたい、かように考えておりますので、一つよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれどもあいさつとさせていただきます。よろしく願いたします。

議長

それでは、総会に入ります。

日程第1、議事録署名委員の決定について。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

それでは、5番 葉狩健一委員、6番 福安健委員に願いたします。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

案件としては1件でありますけども、合計5筆あります。まず、一筆目が大字智頭字城戸ハナニ1918番、田んぼで1,414㎡。二筆目が同じく城戸ハナニ1919-1番、田んぼで627㎡。三筆目が同じく城戸ハナニ1926番、田んぼで323㎡。合計三筆で2,364㎡となります。譲渡人が智頭1897番地1の○○○○さんです。四筆目が智頭字ダソウ前1947-1、田んぼで154㎡。こちらは坂原262番地の○○○○さんが譲渡人です。五筆目が智頭字ダソウ前1950-7、田んぼで34㎡。こちらは智頭621番地5の○○○○さんが譲渡人です。譲受人は智頭町森林組合 代表理事組合長 寺坂安雄さんです。転用目的としては森林組合の事務所ということで、転用理由として、「現在の事務所が手狭となり、事業執行に支障があるため、新築移転する。」というものでございます。

本日お配りしております農地転用等の申請位置図の方で説明致します。

はぐっていただきました裏面に位置図を載せておりまして、1ページのところに再度5筆の明細を載せております。2ページをご覧くださいますと、こちらは地番・地目を表示する図面で、黄色の部分が申請地5筆となります。3ページに利用計画を表示する図面として載せております。事務所と駐車場、事務所は平屋建てでございます。4ページに建物の平面図、立面図をつけております。

本議案について、審査基準の全ての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地区分はJR智頭駅から500メートル以内に位置する第2農地でございます。許可根拠は代替地なしということです。

資力及び信用については、金融機関の残高証明により確認いたしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところ、速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当であると考えられます。

周辺農地への影響ですが、申請地東側は田、西側と南側は譲渡人所有の田、北側は宅地となっております。汚水は公共下水道に、雨水は既設の道路側溝に排水し、地元町内会長の同意もあります。

また、建物は平屋であり、日照、風通しの影響は少なく、周辺農地の影響は少ないと考えます。

また、被害防除については、責任をもって対処することとしており、問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、智頭地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番 4月6日の金曜日、午後に組合長の寺坂さんにお会いして話を聞きました。事務局長が説明されましたとおり、事務所が手狭になったために移転したいということです。それから、移転の候補地が何カ所ありましたが、一番最適なのが、いま現在話をしている所になったそうです。いま現在のところは、作ることもよう作らんようになりかけている方がおられて、ちょっと荒れた土地になっているということもあり、この3カ所に決定したということです。いろいろ話をさせてもらいまして、一番ここがベストではないかなと思いました。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

14番 理事の方が2名在籍しているが、審議の方は良いのか。

議 長 理事だが、代表権を持った方が提出されている。直接本人に該当しない場合は利益相反に値しない。そこはご理解をお願いしたい。  
その他、ご意見等ございますか。

5 番 かなりの規模の開発なんですけれども、周辺の田畑の持ち主方の同意とか、そういうのは条件にないのか。

事務局長 隣地の方の承諾はいただいております。

議 長 よろしいですか。その他、ご意見等ございますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第2の議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

議案第2号につきましては、番号9から番号15について、寺坂委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規

定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(寺坂委員退席)

議 長 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 議案書の2ページから説明いたします。利用権設定面積、合計が田んぼで20,882㎡、合計19筆でございます。利用権を設定する者が8名、受ける者が7名でございます。期間につきましては、5年から10年未満の者が15,350㎡、10年以上の者が5,532㎡となります。  
続きまして3ページ、4ページが明細となっております。  
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。  
これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番 整理番号の1番から7番は期間が10年ですね。これは、中間管理事業の対象にできなかった、地主さんと借り主さんとの関係で色々あったかも知れませんが、そういう対象にならなかったのか、できなかったわけなのでしょうか。

事務局長 確かに対象にはなりますが、そうすれば地主の知らない耕作者の方が小作人となられます。そのため、今回の場合、地主の方の意向もあってこのような形を取られたということでございます。

議 長 皆さんの了解、理解をいただいたなかで、一応10年以上の契約は、出来る限り中間管理機構を利用できるものは利用するよう協議をした上で、それに乗れるようであれば対応するという方向で進めさせていただいてよろしいか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、その他にご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり意見決定することにいたしました。

(寺坂委員復席)

議長 次に、日程第3「別段の面積についての検討」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法の中で、所有権を移転したり、賃借権・使用貸借を設定する場合には農業委員会の許可が必要だと3条の第1項では書いてあります。第2項のところで、前項の許可は次の各号の一に該当する場合はすることが出来ないということで、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール。ですから、農地法の中では5反以上を取得したり、使用貸借・賃貸借する場合は5反以上がないと取得も出来ないということが定められておりますけれども、それでは、なかなか地域の実情に合わないということで、別段面積という言い方をして、農業委員会がその下限面積を定めることが出来ることになっております。

これにつきましては、平成21年に改正されまして、その時、「当該区域内の農家のうちおおむね6割の農家が当該別段面積以上の経営規模農家となるように設定する」ということがありまして、それによって設定してあるのが、智頭地区の大字智頭地区を除く南方と市瀬につきましては20アール、大字智頭については10アール、山形地区が10アール、那岐地区が20アール、土師地区が20アール、富沢地区が30アール、山郷地区が10アールということになっております。これにつきましては、センサスを基本とするわけでありまして、今年度につきましても、この下限面積のまま、この農地法第3条に規定する下限面積をこの面積で定めたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。

それでは、以上をもちまして、智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。

なお、次回総会は5月10日、木曜日、午後2時から、本日と同じ会場での開会予定となっております。

本日は、どうもありがとうございました。

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成30年4月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 葉 狩 健 一

智頭町農業委員会委員 福 安 健